

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年4月2日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年4月2日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー串良店

鹿屋市串良町岡崎1825番地1 外14筆

### 2 変更事項

#### (1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 建物西側 151台

第2駐車場 建物敷地西側隔地 110台

イ 変更前 第1駐車場 建物西側 80台

第2駐車場 建物敷地西側隔地 50台

#### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 建物西側 90台

イ 変更後 第1駐輪場 建物西側 10台

第2駐輪場 建物西側 20台

#### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 建物内南側 160平方メートル

イ 変更後 荷さばき施設1 建物内南側 63平方メートル

荷さばき施設2 建物南側 32平方メートル

#### (4) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物内南側 47立方メートル

イ 変更後 建物内南側 23立方メートル

#### (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 5か所 店舗敷地西側，駐車場No.2敷地東側及び西側

イ 変更後 6か所 店舗敷地西側，駐車場No.2敷地東側及び西側

#### (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1), (2), (3)及び(4) 令和3年11月16日

(2) 2の(5)及び(6) 令和3年3月16日

4 届出年月日

令和3年3月15日